

令和7年4月10日 美郷町農業委員会会議録

令和7年4月10日午前9時30分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	13番	佐々木 竜 孝
6番	深 田 秋 彦	14番	加 藤 堅之助
7番	山 田 貞 子	15番	高 橋 秀 行
8番	高 橋 孝 人	16番	細 井 千代文
9番	高 橋 一 平	17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

2番 継 田 竜 也

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について	
第 2	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 3	議案第13号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
第 4	議案第14号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について

会長 高橋 正尚 午前10時02分本委員会の閉会を告げた。

令和7年4月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年4月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時30分
4. 閉 会 午前10時02分
5. 議事録署名委員 9番 高橋 一平
10番 深沢 靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和7年第4回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、9番、高橋委員、10番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第12号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第12号、申請番号21番から申請番号39番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号21番、千畑地区の田5筆、8,518㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要になったため、近くで耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号22番、六郷地区の田4筆、3,571㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、現在耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
続きまして、賃貸借権です。
申請番号23番、千畑地区の田2筆、4,052㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は兼業のため規模を縮小したく、近隣を耕作している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号24番、千畑地区の田2筆、8,758㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作が難しくなったため、以前から

他の農地を耕作してもらっていた受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号25番、千畑地区の田6筆、10, 783㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号26番、仙南地区の田3筆、22, 588㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号27番、仙南地区の田3筆、13, 445㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号28番、仙南地区の田3筆、畑1筆、8, 230㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号29番、仙南地区の田3筆、13, 186㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農用地利用集積計画による利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。以下9件の受人は、〇〇〇さんで、農地を集積して経営規模を拡大するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号30番、仙南地区の田3筆、3, 865㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号31番、仙南地区の田11筆、12, 726㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号32番、仙南地区の田3筆、1, 702㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号33番、仙南地区の田1筆、247㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号34番、仙南地区の田1筆、712㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号35番、仙南地区の田2筆、1, 148㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号36番、仙南地区の田1筆、1, 526㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号37番、仙南地区の田1筆、679㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号38番、仙南地区の田1筆、781㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号39番、仙南地区の田13筆、21, 185㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農機具の故障とともに、ご自身の体調も良くないことから、近隣で耕作している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号21番から申請番号39番までの19件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第12号について事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それではこれより審議を行います。
申請番号21番から申請番号39番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号21番から申請番号38番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 13番委員 申請番号30番から申請番号38番までの賃借料〇〇〇円ということについて、経緯や理由についてお聞きいたします。
- 農地調整班長 〇〇〇さんの9件の賃借料についてですが、今まで〇〇〇さんという方が農地を耕作しておりました。そのときの金額をそのまま引き継いだ形になります。区画も小さく整備されていない農地で、耕作条件があまり良くないため、今回この金額となっております。
- 13番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号21番から申請番号38番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号21番から申請番号38番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号39番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午前9時40分

- 議 長 それでは、申請番号39番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号39番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号39番については原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午前9時41分

- 議 長 よって日程第2、議案第12号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第13号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第13号、申請番号158番から申請番号196番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号158番、千畑地区の田12筆、33,541㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下4件の受人は、〇〇〇さんです。期間は10年間です。

申請番号159番、千畑地区の田2筆、7,360㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号160番、千畑地区の田2筆、15,884㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号161番、千畑地区の田3筆、3,631㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号162番、千畑地区の田16筆、畑4筆、計54,877㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号163番、千畑地区の田3筆、2,013㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年11か月間です。

申請番号164番、千畑地区の田3筆、4,720㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号165番、千畑地区の田3筆、24,637㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号166番、千畑地区の田1筆、720㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号167番、千畑地区の田2筆、2,536㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年10か月間です。

以下6件の受人は、〇〇〇さんで、期間は8年7か月間です。

申請番号168番、千畑地区の田1筆、3,031㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号169番、千畑地区の田1筆、3,666㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号170番、千畑地区の田2筆、2,416㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号171番、千畑地区の田1筆、781㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号172番、千畑地区の田5筆、18,789㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号173番、千畑地区の田1筆、2,723㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

以下7件の受人は、〇〇〇さんです。

申請番号174番、千畑地区の田12筆、六郷地区の田1筆、計10,29

4㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号175番から申請番号179番までの5件は、圃場整備事業に伴う集積のため、対価はありません。期間は全て10年間です。

申請番号175番、千畑地区の田10筆、六郷地区の田8筆、計14,861㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号176番、六郷地区の田3筆、2,328㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号177番、六郷地区の田2筆、1,961㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号178番、六郷地区の田7筆、7,032㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号179番、六郷地区の田9筆、8,200㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号180番、六郷地区の田1筆、736㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年7か月間です。

申請番号181番、六郷地区の田1筆、4,505㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年9か月間です。

以下4件の受人は、〇〇〇さんで、期間は15年間です。

申請番号182番、六郷地区の田3筆、6,748㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号183番、六郷地区の田2筆、4,471㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号184番、六郷地区の田3筆、5,867㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号185番、六郷地区の田1筆、401㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号186番、仙南地区の田9筆、20,511㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号187番、仙南地区の田2筆、3,488㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号188番、仙南地区の田1筆、9,886㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号189番、仙南地区の田2筆、8,972㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年9か月間です。

申請番号190番、仙南地区の田1筆、5,109㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間

です。

続きます、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号191番、六郷地区の田10筆、10,143㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

鎗田南谷地地区の圃場整備事業に伴う農地の集積のため、権利移転するものです。

申請番号192番、六郷地区の田2筆、932㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請理由は、申請番号191番と同じです。

申請番号193番、六郷地区の田1筆、3,161㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

当該地は渡人の耕作地から離れており、耕作不便だったことから、近隣で耕作している受入へ権利移転するものです。

申請番号194番、六郷地区の田1筆、1,324㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号195番、六郷地区の田1筆、298㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

合作地解消のため権利移転するものです。

申請番号196番、千畑地区の田1筆、1,033㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

合作地解消のため権利移転するものです。

申請番号158番から申請番号196番までの39件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第13号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号158番から申請番号196番までについてですが、本人案件、家族案件がありますので、まずは、申請番号158番から申請番号162番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号158番から申請番号162番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号158番から申請番号162番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号163番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時54分

●議 長 それでは、申請番号163番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号163番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号163番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時54分

●議 長 次に、申請番号164番から申請番号188番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号164番から申請番号188番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号164番から申請番号188番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号189番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時56分

●議 長 それでは、申請番号189番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号189番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号189番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時56分

●議 長 次に、申請番号190番から申請番号195番までについて質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号190番から申請番号195番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号190番から申請番号195番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号196番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時57分

- 議 長 それでは、申請番号196番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号196番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号196番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時57分

- 議 長 よって日程第3、議案第13号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第4、議案第14号令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第14号について、議案書をもとに朗読、説明 】

お手元の別紙様式1をご覧ください。

このことについては、美郷町農業委員会の令和7年度の目標を設定し、4月末までに公表することとなっております。

1ページ目は農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。

2ページ目は最適化活動の目標です。

上段の(1)農地の集積の①現状及び課題の表ですが、集積率は84.2%でした。地域計画策定のためのアンケートでは、経営縮小を考えている方々が全体の10%程度おりました。今後、計画更新の際に協議の場等で、受け入れ先について話し合いを続け、85%の集積率を目指したいと思っております。

(2)の遊休農地の解消です。令和6年度は既存遊休農地の解消が1件ありましたが、新規に加えたものもありますので、面積が昨年より多くなっております。

3ページ目の(3)新規参入の促進です。令和6年度は新規参入者1名でし

た。②の目標は、過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とすることになっておりますので、7.7haが目標面積となります。

2の最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数を昨年同様1か月あたり6日としております。その下の活動強化月間の取組項目も昨年と同じですが、今回、地域計画ができておりますので、耕作放棄地の解消とともに、担い手への集約・集積について、特に力を注いでいきたいと思っております。目標設定については以上です。

令和6年度の目標の達成に向けた活動の点検・評価は、県への報告が5月末となっており、次回総会で審議していただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

- 議 長 議案第14号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第14号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については原案のとおり承認いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和7年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時02分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年4月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 一 平

議事録署名委員 深 沢 靖